

執務資料編

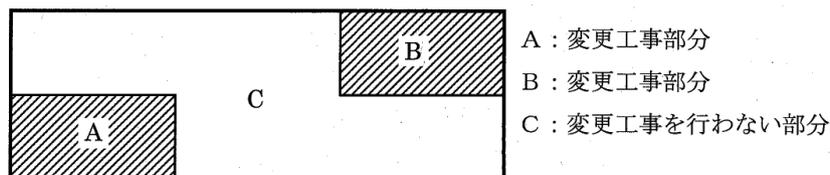
第 1.1 変更許可と仮使用承認との関係

(2) 仮使用について

一の製造所等で、複数の変更工事が行われている場合における仮使用については、現に変更工事が行われている部分を確実に把握し、工程や作業日程に無理がなく、複数の工事箇所における危険要因が相互に把握され、必要な安全対策が講じられていること等、製造所等全体の安全を確認したうえ、承認する必要があること。なお、複数の変更許可に伴う仮使用承認場所は、現に変更工事を行っている部分以外部分や変更工事が終了し完成検査済証が交付された部分であり、製造所等の一施設に一の申請とする。この場合、複数の変更許可申請のうち、最も早く完成が予定されている変更許可申請を代表として仮使用承認の申請をするよう指導する。また、一の仮使用承認申請により、当該製造所等の現に変更工事を実施していないすべての部分(変更工事が終了し完成検査済証が交付された部分及び変更許可されたが未だ変更工事に着手していない部分を含む。)の仮使用を承認することができる。

(3) 複数の変更工事について、それぞれの変更許可で行う例

一の製造所等において複数の変更工事が行われる場合の仮使用承認の取扱いについては、次のとおりである。

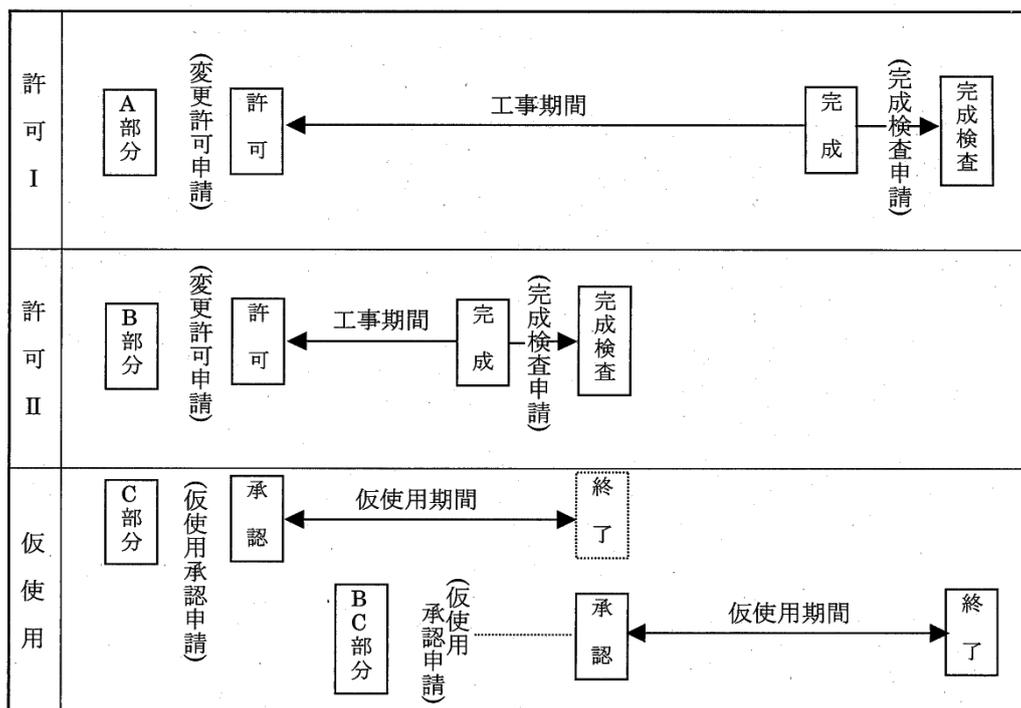


ア 工事期間が重複する複数の変更工事の場合(一の変更工事終了後、その部分についても仮使用を行う場合)

複数の変更工事を工事期間に重複して実施する場合、一の変更工事の完成検査済証が交付された後であれば、改めて仮使用承認申請を行うことにより、当該完成部分を含めた部分について仮使用承認をすることができる。

執務資料編

第 1.1 変更許可と仮使用承認との関係



(ア) A 部分及び B 部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可 I 及び許可 II を行うとともに、変更部分以外の C 部分の仮使用を承認する。この場合、許可の時期は同時期でない場合もある。

(留意事項)

最初の仮使用承認の際には、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可 I 及び許可 II の両方に係るものであることが明記されていること。

(イ) B 部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

(ウ) B 部分及び C 部分の仮使用を承認する。

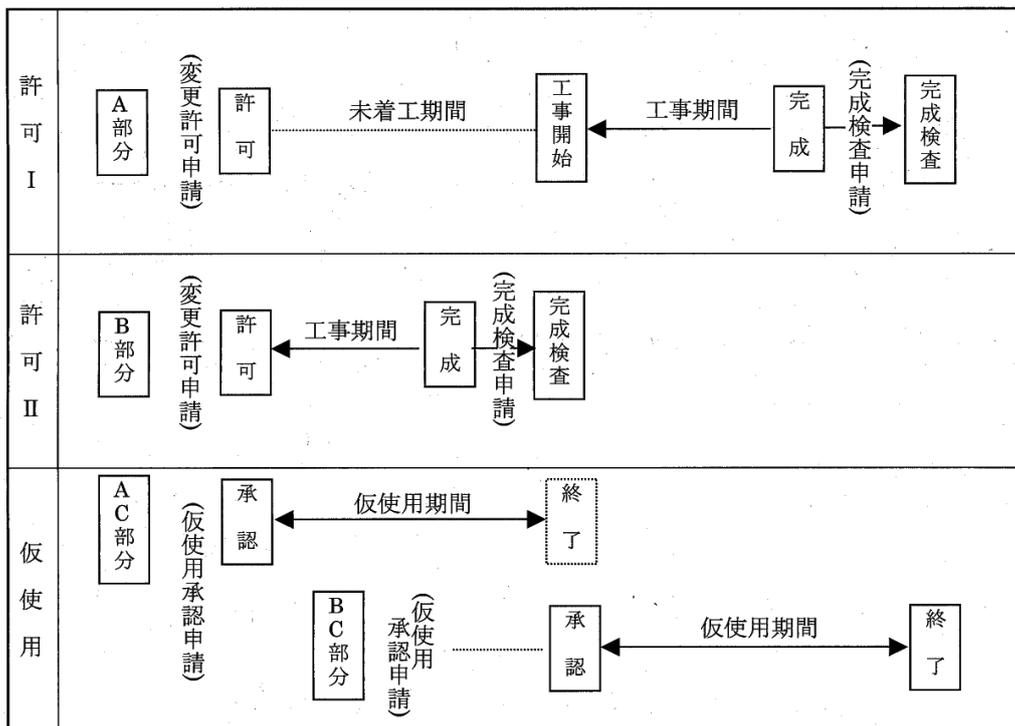
(留意事項)

先行して完成した B 部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認している仮使用に代えて、新たに B 部分及び C 部分の仮使用承認が行われること。また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可 I に係るものであることが明記されていること。

イ 工事期間の重複しない複数の変更工事の場合

複数の変更工事の工事期間が重複しない場合、後に変更する部分を含めて仮使用承認することができる。また、変更工事が完成した後であれば、当該完成部分を含めて仮使用を承認申請することができる。

第 1.1 変更許可と仮使用承認との関係



(ア) A 部分及び B 部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可 I 及び許可 II を行うとともに、許可 II の変更工事部分以外の部分 (A 部分及び C 部分) の仮使用を承認する。この場合、許可の時期は同時期でない場合もある。

(留意事項)

最初の仮使用承認の際には、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可 II の変更許可番号等を記載することにより、許可 II に係るものであることが明記されていること。

(イ) B 部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

(ウ) A 部分の工事が開始されるにあたり、B 部分及び C 部分の仮使用を承認する。

(留意事項)

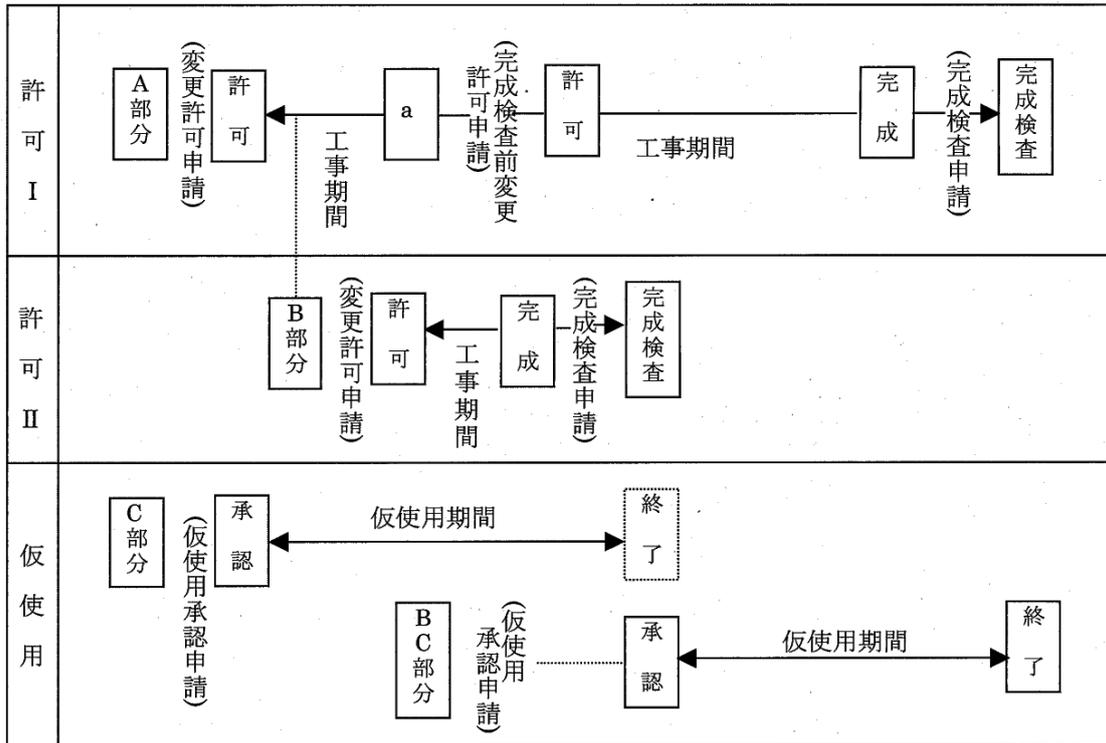
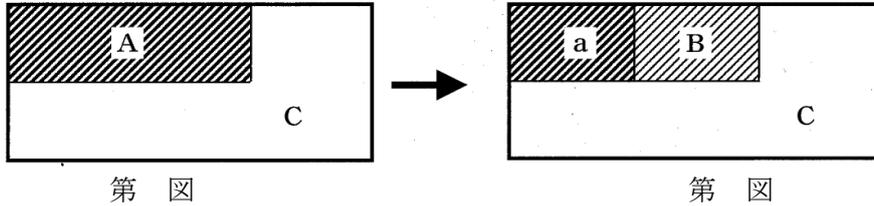
先行して完成した B 部分について新たに仮使用を認める場合には、既に承認している仮使用に代えて、新たに B 部分及び C 部分の仮使用承認が行われるものであること。また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可 I の変更許可番号等を記載することにより、許可 I に係るものであることが明記されていること。

(エ) A 部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

第 1.1 変更許可と仮使用承認との関係

(4) 変更許可後の工事期間中に一部の完成検査を行い使用する例

変更許可後に完成検査前の変更許可を受け、当初の変更部分の一部を先行して完成した場合、当該完成部分を含めて仮使用承認申請することができる。



(ア) A 部分の変更許可申請を許可 I で行うとともに、変更工事に係る部分以外の部分の C 部分の仮使用を承認する。

(留意事項)

最初の仮使用承認は、仮使用承認申請書の「変更の許可年月目及び許可番号」の欄に、許可 I の変更許可番号等を記載することにより、許可 I に係るものであることが明記されていること。

(イ) B 部分の工事が先に終了することになり、当該部分について先に完成検査を受けることとなった場合は、許可 I の工事範囲を a 部分に縮小(許可 a)するとともに、B 部分について新たな許可 II を行う。B 部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

(ウ) B 部分及び C 部分の仮使用を承認する。

第 1.1 変更許可と仮使用承認との関係

(留意事項)

先行して完成した B 部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認している仮使用に代えて、新たに B 部分及び C 部分の仮使用承認申請が行われるものであること。また、仮使用承認申請書の「変更許可年月日及び許可番号」の欄に、許可 I の変更許可番号等を記載することにより、許可 I に係るものであることが明記されていること。

- (エ) a 部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。